

## 令和3年度 三朝町社会福祉協議会事業計画

### 〔1〕基本方針

昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、計画したいくつかの地域福祉事業を中止せざるを得ない状況となり、ふれあい・介護予防活動の機会減少など要支援者等への影響も生じました。本年度は、引き続き感染予防対策に留意しながら、地域福祉の基本である住民活動の充実に向けて、状況に応じて事業実施方法を工夫するなどして地域福祉活動の推進に努めます。また、地域福祉活動の推進方策を示す第7次地域福祉活動計画（5年計画）の最終年を迎えるため、第8次計画を策定して今後の活動方針を定めます。

一方、懸案であったヘルパー事業については、町協議、理事会協議を重ねた結果、基準該当サービス事業者として柔軟な事業所運営を図ることで、サービスの維持継続に努めることとしました。

町立福祉センター事業については、引続き指定管理者として町の福祉活動の拠点として適切な管理運営に努めます。

### 〔2〕重点事項

1. 小地域福祉活動推進体制の強化
2. 相談支援活動の強化
3. 在宅福祉サービスの充実

### 〔3〕実施計画

#### 【総務課 総務係】

法令等を順守して、社会福祉法人としての適正運営に努めます。

小地域ネットワークの充実を図るため、各集落での福祉課題への取組みを推進します。特に災害避難時の住民相互支援体制整備の取組みから、集落毎での日常的な住民の支え合いにつながる仕組みづくりを重点的に推進します。

町及び県、県社協からの受託事業を含む地域福祉事業により、困りごとを抱える住民が安心して相談できて、問題解決につなげられるように支援します。特に生活困窮者等の個別支援では、要支援者が地域で孤立することがないように、既存の住民活動や関係機関との連携を強化します。

本年度は、第7次地域福祉活動計画の最終年度にあたることから、現状の検証・評価等をおこない、地域福祉の充実強化に向けて次期計画を策定します。

また、指定管理者として、町立福祉センターの適切な管理運営に努めます。

## (1) 法人運営

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②任期満了に伴う役員・評議員の改選
- ③人事・労務管理
- ④適正な会計事務、庶務全般

## (2) 広報啓発活動の推進

- ①広報誌「福祉みささ」の発行（年4回、全戸配布）
- ②福祉大会の開催
- ③ホームページの活用と充実

## (3) 地域福祉活動の推進

- ①小地域ネットワークの充実

### ◇集落福祉活動の促進

各集落で住民の抱える福祉課題を話し合う体制づくりについて周知。6集落を目標に具体的な取組を促進。

災害時要支援者対策促進事業（支え愛マップ事業）について4集落を目標に具体的な取組を促進。

集落での福祉学習等開催があれば講師派遣などの協力を行う。

### ◇愛の輪運動の推進

一人暮らし後期高齢者への訪問員配置促進、関係者と連携した状況把握と運動の充実。

### ◇救急医療情報キットの配布・活用 広報の強化とキット配布の推進

### ◇福祉関係者合同研修会の開催

- ②高齢者の閉じこもり・介護予防、生きがいづくり事業の推進

### ◇地区別高齢者交流会の開催（9地区、各地区月1回）

- ③生活支援コーディネーターの配置（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）

### ◇地域の生活課題解決につながるサービスの開発、関係者のネットワークの構築を推進

### ◇既存集落サロンの支援

- ④サロン事業の推進（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）

### ◇地区別いきいき元気サロンの開催

### ◇集落サロンの開催促進

- ⑤ショッピングデイサービス事業（新規）（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）

### ◇集落公民館を会場に運動を中心としたミニデイサービスと買い物支援を一体的に実施

- ⑥日常生活自立支援事業の推進（県社協委託）

- ⑦生活困窮者自立支援事業の推進（県委託）

### ◇町民への事業周知（チラシの全戸配布等）

### ◇事業推進体制の充実とニーズ把握の強化

- ◇関係機関との連携強化
- ◇就労準備支援及び家計相談支援事業を実施（新規）
- ⑧配食サービスの実施
  - ◇ボランティア配食サービス週1回、昼食を配食
- ⑨福祉資金の貸付
- ⑩生活福祉資金の貸付（県社協委託）
- ⑪福祉体験等の実施
  - ◇小中学生の車イス体験やデイサービス交流など
  - ◇夏休みボランティアスクールの開設（小学5・6年生、中学生）
- ⑫相談事業の推進
  - ◇定例相談所の開設（月1回行政相談開設）
  - ◇事務局での随時相談受付 相談員、関係機関と連携した問題解決の促進
  - ◇相談員研修の実施
- ⑬福祉教育の推進...福祉教育推進校連絡会の見直し  
中学生トライワークへの協力
- ⑭福祉関係団体の支援
  - ◇事務局を担当する福祉団体  
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、知的障害者育成会、  
精神障害者家族会、遺族連合会
- ⑮祭壇・レクリエーション用具等の貸出事業

#### （4）第8次地域福祉活動計画の策定

計画策定員会を設置して次期計画を策定

#### （5）ボランティアセンター事業

- ①ボランティア連絡協議会の開催
- ②ボランティア講座の開設
- ③介護支援ボランティア事業の推進（町委託）
  - ◇介護支援ボランティアの広報啓発（チラシの全戸配布等）
  - ◇ボランティア・活動施設等の募集と連絡調整
- ④ボランティアコーディネーターの養成（県社協養成講座の受講）
- ⑤学生服リユース事業
- ⑥災害救援ボランティア活動の体制強化

#### （6）福祉センターの管理運営

指定管理者（令和3～令和5年度）として、適正な施設管理と利用促進を図る。

#### （7）共同募金活動への協力（共同募金委員会）

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金

## 【介護課】

### 【居宅介護支援係】

指定基準を遵守した事業経営、関係機関との連携を図り、利用者が安全に、安心して在宅生活を続けられるよう支援します。

#### （１）ケアプランの作成

- ①プラン作成目標 要介護 93 件/月 要支援・総合事業 18 件/月
- ②訪問、相談等を通して、利用者・家族との信頼関係を築く。
- ③週 1 回検討会を開催し、利用者支援の強化に努める。

#### （２）町委託事業の推進

- ①訪問調査の実施
- ②介護予防プランの作成
- ③包括連絡会への参加

## 【ホームヘルプ係】

訪問介護事業及び居宅介護事業を県の指定事業者から町登録の基準該当サービス事業者に移行してサービスを継続します。利用者の方の残存機能の維持に努め、在宅生活が継続できるよう支援します。また、ミーティング等による情報共有、関係機関との連携を強化して、快適な在宅生活が送れるよう支援します。ひと月の訪問回数 230 回を目標に利用者の確保に努めます。

#### （１）訪問介護事業の実施

#### （２）介護予防訪問介護相当サービスの実施

#### （３）障害者居宅介護事業の実施

#### （４）外出支援サービスの実施（町委託）

#### （５）産後ヘルパー事業の実施（町委託）

#### （６）重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施（県補助）

## 【デイサービス係】

通所介護事業では、サービスの充実を図り、現在の利用者の満足度の向上を目指します。また、新規利用者の獲得のため、居宅介護事業所との連携、営業活動に力を入れていきます。日中一時支援事業では、利用者の社会参加の促進、健康増進に努めます。

#### **(1) 通所介護事業の実施**

- ①個別の機能訓練を充実にさせ、身体機能の維持向上を図る。
- ②利用者一人ひとりの生きがいをバックアップできるように、個別の趣味活動などを中心にサービスの充実を図っていく。
- ③事業所のPRを行い、年間を通じて安定した利用者の確保に努める。

#### **(2) 介護予防通所介護相当サービスの実施**

#### **(3) 配食サービス事業の実施（町委託）**

- ◇週6回、夕食を配達。生活支援と安否確認を実施。

#### **(4) 障害者地域生活支援事業の実施（町委託）**

- ①日中一時支援事業